先進的調査手法を用いた大口径管の漏水調査

別紙１

申請書審査基準

１　審査の方法

　　応募者から提出されたフィールド提供申請書を別紙２「審査項目」に則り審査会で定量的評価を行い、事業者を決定します。審査会は、必要に応じて提案者へヒアリングを行うものとします。

２　資格審査

　　応募者は、募集案内「フィールド提供の相手方募集について」の「応募資格」を有することとします。また、グループで応募する場合は、代表者あるいは構成員が「応募資格」を有するものとします。

３　提案審査

1. 提案の評価

提案の評価については、別紙２「審査項目」により、点数を付与するものとします。

1. 事業者の決定

審査会は、「審査項目」を基に定量的評価を行い、失格要件以外はフィールド提供に参加できるものとします。ただし、提案技術が競合した場合は、競合した提案のうち最も点数が高い1者とします。

４　その他

1. 失格要件

　　　次の場合は、審査除外（失格）とします。

1. 応募資格要件を満たさない場合
2. 審査各項目に記載がない場合
3. 記載内容に適正を欠く場合
4. 審査結果の通知

審査の結果は応募者に文書で通知します。グループで応募した場合は、その代表者

　　に通知します。

1. 協定の締結

この審査により決定した者と水道局との間で協議を行い、フィールド提供による研

究に関する必要事項を定めた協定を締結します。

なお、協定の締結までに有資格のいずれかの者が募集要項等に規定する資格に該当

しないことが明らかになった場合は、失格とします。